

○小田原市個人情報保護条例

平成16年12月24日条例第25号

改正

平成17年9月22日条例第26号

平成19年9月26日条例第29号

平成21年3月26日条例第4号

平成25年3月1日条例第1号

小田原市個人情報保護条例

目次

第1章 総則(第1条～第5条)

第2章 実施機関における個人情報の保護(第6条～第14条)

第3章 保有個人情報に係る開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示(第15条～第23条)

第2節 訂正(第24条～第26条)

第3節 利用停止等(第27条～第29条)

第4章 異議申立て(第30条～第36条)

第5章 雑則(第37条～第42条)

第6章 罰則(第43条～第48条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人情報の保護を図り、もって個人の権利利益の侵害を未然に防止し、基本的人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 議会並びに市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに小田原市土地開発公社をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに小田原市土地開発公社の役員及び職員をいう。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書([小田原市情報公開条例\(平成14年小田原市条例第32号\)第2条第2項](#)に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- (4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者(事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。第17条において「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。次条において同じ。)の意識啓発に努めなければならない。

(事業者の協力)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護のための本市の施策に協力するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないように

するとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 実施機関における個人情報の保護

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ小田原市個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本的人権を損なうおそれのある事項

(個人情報取扱事務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索できる形で個人情報が記録された公文書(公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに小田原市土地開発公社の役員及び職員をいう。以下同じ。))に係る個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された公文書で市長(議会にあっては議長、小田原市土地開発公社にあっては理事長。以下「市長等」という。))が定めるものを除く。))を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (4) 個人情報取扱事務に係る公文書から検索できる個人の類型
- (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項

ア 個人情報を取り扱う目的

イ 個人情報の項目名及び前条各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱うときは、その理由

ウ 個人情報の収集先及び収集の方法

エ 個人情報について電子計算機による処理を行うときは、その旨

オ 個人情報を利用する範囲、個人情報を提供するときは提供する範囲及び提供する個人情報の項目名並びに第10条第1項に規定するオンライン結合により個人情報を提供するときはその旨

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始するときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更するときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。

4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。

5 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の縦覧に供するものとする。

一部改正〔平成19年条例29号〕

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的の達成のために必要な限度を超えないものとしなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人に対し、その取扱目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない必要があるとき。
- (2) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産を害するおそれがあるとき。
- (3) 取扱目的を本人に明示することにより、本市の機関及び小田原市土地開発公社(以下「市等」という。)並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人(以

下「国等」という。)が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から適法かつ公正な手段により収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができるものとする。

(1) 法令等の規定に基づき収集するとき。

(2) 本人の同意に基づき収集するとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。

(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。

(5) 他の実施機関から次条第1項各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。

(6) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、市等若しくは国等が行う事務若しくは事業の目的の達成に支障が生じ、又はその公正若しくは円滑な実施を困難にするおそれがあると認めて収集するとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することに相当の理由があると実施機関が認めて収集するとき。

4 実施機関は、前項第3号、第6号又は第7号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

5 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該行為を行う者以外の者に係る個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第3項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。

(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当して保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

3 実施機関は、第1項ただし書の規定により保有個人情報を提供する場合(本人に提供する場合を除く。)において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、保有個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は保有個人情報の漏えいの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(オンライン結合による提供)

第10条 実施機関は、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、保有個人情報を実施機関以外の者が入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を開始するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更するときも同様とする。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、保有個人情報の適正な維持管理を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 保有個人情報は、取扱目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新なものとすること。

(2) 保有個人情報の漏えいを防止すること。

(3) 保有個人情報の滅失、き損、不当な検索、改ざんその他の事故を防止すること。

2 実施機関は、前項の規定による措置を講ずるため、個人情報管理責任者を定めるものとする。

(受託者の責務等)

第12条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務の全部又は一部を実施機関以外の者に委託する契約をするときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 前項の受託者は、受託した業務において、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者の責務)

第12条の2 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、その指定に係る公の施設の管理に関する業務において、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成17年条例26号〕

(職員等の義務)

第13条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第12条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は前条の指定管理者の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

一部改正〔平成17年条例26号〕

(廃棄)

第14条 実施機関は、取扱目的に照らし保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。ただし、歴史的文化的資料とするために保存されることとなる保有個人情報については、この限りでない。

第3章 保有個人情報に係る開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示

(開示請求権)

第15条 何人も、実施機関に対して、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が特に認めた者の代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。

3 死者に係る保有個人情報については、第1項の規定にかかわらず、当該死者の相続人に限り開示の請求をすることができる。この場合において、実施機関が、審議会の意見を聴いた上で、相当の理由があると認めたときは、当該死者の相続人以外の者であっても開示の請求をすることができる。

(開示の請求の手續)

第16条 開示の請求をする者は、当該開示の請求に係る保有個人情報を保有する実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 開示の請求をする者の氏名及び住所

(2) 開示の請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が定める事項

2 開示の請求をする者は、当該開示の請求をする者が当該開示の請求に係る保有個人情報の本人(前条第2項の規定による開示の請求にあつては当該代理人、同条第3項の規定による開示の請求にあつては当該相続人等)であることを確認するために必要な書類で市長等が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示の請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示の義務)

第17条 実施機関は、開示の請求があつたときは、当該開示の請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 当該開示の請求に係る保有個人情報の本人の生命、身体又は財産を害するおそれがある情報

(2) 当該開示の請求に係る保有個人情報の本人以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、身体又は財産の保護のためやむを得ない事情により、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人等に関する情報又は当該開示の請求に係る保有個人情報の本人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のためやむを得ない事情により、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 当該開示の請求に係る保有個人情報の本人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
- (5) 市等及び国等の内部又は相互間における審議、検討、協議又は調査研究に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市等又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市等又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - エ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は小田原市土地開発公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 法令等の規定又は地方自治法第245条の9第2項及び第3項の規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報

一部改正〔平成17年条例26号・25年1号〕

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えることが、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該開示の請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示の請求を拒否したときは、その旨を小田原市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に報告しなければならない。

(開示の請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示の請求があった日の翌日から起算して10日以内に、当該開示の請求に係る保有個人情報の開示をする旨又はしない旨の決定(前条第1項の規定により開示の請求を拒否するとき及び開示の請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときの決定を含む。以下「開示決定等」という。)をしなければならない。この場合において、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により開示決定等をするときは、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を開示の請求のあった日の翌日から起算して30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 4 開示の請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示の請求のあった日の翌日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うに足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

- 5 この条に規定する期間の計算に当たっては、[小田原市の休日定める条例\(平成元年小田原市条例第23号\)第2条](#)に規定する市の休日は、算入しないものとする。

- 6 実施機関は、第1項の規定により開示の請求に係る保有個人情報の一部又は全部を開示しない旨の決定をするとき(前条第1項の規定により開示の請求を拒否するとき及び開示の請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときを含む。)は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第20条** 開示の請求に係る保有個人情報に市等、国等及び当該開示の請求に係る保有個人情報の本人以外の者(以下この条、第31条及び第32条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示の請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市長等が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示する場合であって、当該情報が第17条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をする前に、当該第三者に対し、開示の請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市長等が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

- 第21条** 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる当該開示決定に係る保有個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をするものとする。

(1) 文書又は図画に記録されている保有個人情報 当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的に記録されている保有個人情報 視聴、閲覧、写しの交付その他電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)の種別、情報化の進展状況等を勘案して市長等が定める方法により行うものとする。

- 2 実施機関は、保有個人情報の開示をする場合であって、前項第1号に規定する方法によると、当該文書及び図画を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該文書及び図画を複写したものの閲覧又は写しの交付により開示を行うことができる。

- 3 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人(第15条第2項の規定による開示の請求に係る開示にあつては当該代理人、同条第3項の規定による開示の請求に係る開示にあつては当該相続人等)であることを確認するために必要な書類で市長等が定めるものを提示しなければならない。

(開示の請求の特例)

- 第22条** 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第16条第1項の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた保有個人情報について開示の請求があつたときは、第19条の規定にかかわらず、速やかに、前条第1項又は第2項に規定する方法により開示をするものとする。

(費用負担)

第23条 開示請求者は、第21条の規定により保有個人情報に係る写しの交付を受けるときは、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の費用は、保有個人情報の開示の際に納付しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第24条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実と異なると思料するときは、実施機関に対してその訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が特に認めた者の代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正の請求」という。)をすることができる。

3 死者に係る保有個人情報については、第1項の規定にかかわらず、当該死者の相続人に限り訂正の請求をすることができる。この場合において、実施機関が、審議会の意見を聴いた上で、相当の理由があると認めたときは、当該死者の相続人以外の者であっても訂正の請求をすることができる。

4 実施機関は、訂正の請求があった場合において、当該訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

5 訂正の請求に対し、当該訂正の請求に係る保有個人情報の訂正をする旨又はしない旨を答えることが、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該訂正の請求を拒否することができる。

6 実施機関は、前項の規定により訂正の請求を拒否したときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

(訂正の請求の手続)

第25条 訂正の請求をする者は、当該訂正の請求に係る保有個人情報を保有する実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 訂正の請求をする者の氏名及び住所

(2) 訂正の請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正の請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が定める事項

2 訂正の請求をする者は、当該訂正の請求の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、訂正の請求の手続について準用する。この場合において、同条第3項中「開示請求書」とあるのは「訂正請求書」と、「開示請求者」とあるのは「訂正の請求をした者」と読み替えるものとする。

(訂正の請求に対する決定等)

第26条 実施機関は、訂正の請求があったときは、当該訂正の請求があった日の翌日から起算して20日以内に、訂正をする旨又はしない旨の決定(第24条第5項の規定により訂正の請求を拒否するとき及び訂正の請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときの決定を含む。以下「訂正決定等」という。)をしなければならない。この場合において、前条第3項において準用する第16条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、訂正決定等に係る期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正の請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をする旨の決定をするときは、当該訂正の請求をした者に訂正の内容及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正の請求に係る保有個人情報の全部の訂正をしない旨の決定をするとき(第24条第5項の規定により訂正の請求を拒否するとき及び訂正の請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときを含む。)は、当該訂正の請求をした者にその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正の請求のあった日の翌日から起算して45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正の請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 実施機関は、訂正決定等をするため、特に長期間を要すると認めるときは、第1項及び前項の規定

にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正の請求をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

- 6 第19条第5項の規定は、訂正の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「この条」とあるのは、「第26条」と読み替えるものとする。

第3節 利用停止等

(利用停止等請求権)

第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対して、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第8条第1項から第3項までの規定に違反して収集されていたとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第9条第1項及び第10条第1項の規定に違反して利用され、又は提供されているとき 当該保有個人情報の利用又は提供の停止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が特に認めた者の代理人は、本人に代わって前項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止等」という。)の請求(以下「利用停止等の請求」という。)をすることができる。
- 3 死者に係る保有個人情報については、第1項の規定にかかわらず、当該死者の相続人に限り利用停止等の請求をすることができる。この場合において、実施機関が、審議会の意見を聴いた上で、相当の理由があると認めたときは、当該死者の相続人以外の者であっても利用停止等の請求をすることができる。
- 4 実施機関は、利用停止等の請求があつた場合において、当該利用停止等の請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等の請求に係る保有個人情報の利用停止等をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止等を行うことにより、当該保有個人情報の取扱目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 5 利用停止等の請求に対し、当該利用停止等の請求に係る保有個人情報の利用停止等をする旨又はしない旨を答えることが、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該利用停止等の請求を拒否することができる。
- 6 実施機関は、前項の規定により利用停止等の請求を拒否したときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

(利用停止等の請求の手続)

第28条 利用停止等の請求をする者は、当該利用停止等の請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面(次項において「利用停止等請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 利用停止等の請求をする者の氏名及び住所
 - (2) 利用停止等の請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止等の請求の趣旨及び理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が定める事項
- 2 第16条第2項及び第3項の規定は、利用停止等の請求の手続について準用する。この場合において、同条第3項中「開示請求書」とあるのは「利用停止等請求書」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止等の請求をした者」と読み替えるものとする。

(利用停止等の請求に対する決定等)

第29条 実施機関は、利用停止等の請求があつたときは、当該利用停止等の請求のあつた日の翌日から起算して20日以内に、利用停止等をする旨又はしない旨の決定(第27条第5項の規定により利用停止等の請求を拒否するとき及び利用停止等の請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときの決定を含む。以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。この場合において、前条第2項において準用する第16条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、利用停止決定等に係る期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の規定により利用停止等の請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止等をする旨の決定をするときは、当該利用停止等の請求をした者に利用停止等の内容及びその

理由を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定により利用停止等の請求に係る保有個人情報の全部の利用停止等をしていない旨の決定をするとき(第27条第5項の規定により利用停止等の請求を拒否するとき及び利用停止等の請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときを含む。)は、当該利用停止等の請求をした者にその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止等の請求のあった日の翌日から起算して45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止等の請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 5 実施機関は、利用停止決定等をするため、特に長期間を要すると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止等の請求をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 利用停止決定等をする期限
- 6 第19条第5項の規定は、利用停止等の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「この条」とあるのは、「第29条」と読み替えるものとする。

第4章 異議申立て

(審査会への諮問)

第30条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てがあったときは、当該異議申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき。
 - (2) 異議申立てのあった開示決定等(開示の請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
 - (3) 異議申立てのあった訂正決定等(訂正の請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る訂正の請求の全部を容認して訂正することとするとき。
 - (4) 異議申立てのあった利用停止決定等(利用停止等の請求の全部を容認して利用停止等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る利用停止等の請求の全部を容認して利用停止等することとするとき。
- 2 前項の規定により審査会に諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、同項の異議申立てに対する決定をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第31条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 異議申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正の請求をした者又は利用停止等の請求をした者(これらの者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 異議申立てのあった開示決定等について、反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)

第32条 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 異議申立てのあった開示決定等(開示の請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の調査権限等)

第33条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、異議申立ての対象となっている保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、異議申立ての対象となっている保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、異議申立てに係る事件に関し、異議申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「異議申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(意見の陳述等)

第34条 審査会は、異議申立人等から申出があったときは、当該異議申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 前項の場合において、異議申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 3 異議申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 4 審査会は、前項の規定により、異議申立人等から意見書又は資料が提出されたときは、異議申立人等(当該意見書又は資料を提出した者を除く。)にその旨を通知するものとする。
(提出資料等の閲覧等)

第35条 異議申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。
- 3 第1項の規定による意見書又は資料の写しの交付に要する費用は、これらの写しを求める者の負担とする。
(答申書の送付等)

第36条 審査会は、諮問実施機関に対する答申をしたときは、答申書の写しを異議申立人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

第5章 雑則

(適用除外)

第37条 第2章から前章までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報(次号において「調査票情報」という。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (3) 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として、収集し、整理し、及び保存している個人情報

一部改正〔平成21年条例4号〕

(開示の請求等をする者に対する情報の提供等)

第38条 実施機関は、開示の請求、訂正の請求又は利用停止等の請求(以下「開示の請求等」という。)をする者がそれぞれ容易かつ的確に開示の請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示の請求等をする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(出資団体の責務)

第39条 市が出資その他財政上の援助を行う団体(小田原市土地開発公社を除く。以下「出資団体」という。)は、個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 実施機関(小田原市土地開発公社を除く。以下この条において同じ。)は、出資団体における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な施策を講じなければならない。
- 3 出資団体で実施機関が指定するもの(以下「指定団体」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報について、開示の請求等の手続、開示の請求等に係る回答に対して異議の申

出があったときの手続その他必要な事項を定めた規程を整備し、当該規程を適正に運用するよう努めなければならない。

4 実施機関は、指定団体に対し、その保有する個人情報の適正な運用のため必要な指導を行うものとする。

5 指定団体は、開示の請求等に係る回答に対して異議の申出があったときは、当該指定団体に係る実施機関に対し、助言を求めることができる。

6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要と認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

(苦情処理)

第40条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(運用状況の公表)

第41条 実施機関は、毎年度、この条例の運用の状況について、公表するものとする。

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

第6章 罰則

第43条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 実施機関の職員及び当該職員であった者

(2) 第12条第2項の受託業務に従事している者及び従事していた者

(3) 第12条の2の指定管理者の業務に従事している者及び従事していた者

一部改正〔平成17年条例26号〕

第44条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第46条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 第33条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第48条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(旧小田原市個人情報保護条例の廃止)

2 小田原市個人情報保護条例(平成3年小田原市条例第25号)は、廃止する。

(旧小田原市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の小田原市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第15条第1項及び旧条例第21条第1項の規定によりされた請求並びに旧条例第25条第1項の規定によりされた申出については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に附則第8項の規定による改正前の小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)の規定により置かれた小田原市個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないもの及び当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は、同項の規定による改正後の小田原市附属機関設置条例の規定により置かれた小田原市個人情報保護審査会(以下「新審査会」という。)にされた諮問及び当該諮問について新審査会がした調査審議の手続とみなす。

5 旧審査会の委員として委嘱された者で、この条例の施行の日前にその職を退いているものについ

ては、新審査会の委員であった者とみなし、第33条第5項及び第47条の規定を適用する。

- 6 前3項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(小田原市情報公開条例の一部改正)

- 7 [小田原市情報公開条例](#)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(小田原市附属機関設置条例の一部改正)

- 8 [小田原市附属機関設置条例](#)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(小田原市手数料条例の一部改正)

- 9 [小田原市手数料条例](#)(平成12年小田原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成17年9月22日条例第26号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年9月26日条例第29号抄)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月1日条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。